

組合長の権限に属する事務の一部を副組合長に委任する規則

〔平成26年3月31日〕
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、組合長の権限に属する事務の一部を副組合長に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委任する事務)

第2条 民法（明治29年法律第89号）第108条による双方代理の禁止規定に抵触する契約の締結に関する事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により委任するときは、副組合長に委任する。

(副組合長の代理)

第3条 副組合長に事故があるとき又は副組合長が欠けた場合においては、前条の規定中「副組合長」とあるのは、「事務局長」と読み替えるものとする。

附 則（平成26年3月31日）

この規則は、公布の日から施行する。